

令和7年度（2025年度）新商品開発等支援事業補助金 募集要領

1 事業の概要

県内の農林水産物を活用し、農商工連携により新商品開発等に取り組む県内事業者が、産業技術センター、アグリシステム総合研究所及び商工団体等の支援を受け、商品を開発し、県内外の小売店や催事等でテストマーケティングする際に要する費用の一部や、開発した商品の販路開拓のために、県外で開催される見本市、商談会等へ出展する際に要する費用の一部を補助します。

2 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②交付決定日以降に発生し、対象期間中に支払が完了した経費

③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

3 補助対象となる事業者

（1）新商品開発・テストマーケティング支援事業

熊本県産業技術センター、アグリシステム総合研究所及び商工団体等の支援を受けた県内事業者を対象とします。

（2）農商工連携販路開拓支援事業

令和6年度（2024年度）以降に農商工連携等により開発した商品を、見本市、商談会等へ出展する県内事業者を対象とします。

※一定の評価を受けた県内事業者（優良商品審査会等で入賞など）を優先します。

4 募集内容

（1）新商品開発・テストマーケティング支援事業

ア 補助対象事業

県内の農林水産物を活用して農商工連携による新商品を開発し、県内外の小売店や催事等で実施するテストマーケティング事業を対象とします。

イ 対象となる商品

- ・熊本県産の農林水産物を原料として、県内で製造される熊本県産業技術センター、アグリシステム総合研究所及び商工団体等の支援を受けた新商品であること。
- ・食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していない商品であること。
- ・商品は事業開始まで販売されていないこと。

ウ 補助の対象経費、補助率等

補助対象経費		補助率
事業区分	内容	
新商品開発等支援事業（うち新商品開発・テストマーケティング支援事業費）	①試作・開発関係費 ②印刷費 ③機械費 ④装飾費 ⑤謝金及び旅費	補助対象経費の1／2以内。ただし、50万円を上限とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【対象経費の説明】

- ①試作・開発関係費
原材料費（試食サンプル）、委託加工費、食品分析費等
- ②印刷費
パッケージデザイン・印刷、パンフレット等の作成等に要する経費等
- ③機械費
10万円（税込）以下の簡易な機器（商品開発に不可欠な物に限る）導入経費
- ④装飾費
テストマーケティングを行う売り場の装飾費等
- ⑤謝金及び旅費
アドバイザー等招聘にかかる経費

（2）農商工連携販路開拓支援事業

ア 補助対象事業

県内の農林水産物を活用し、令和6年度（2024年度）以降に農商工連携により開発された商品を、販路開拓のために、東京、大阪、福岡等の県外で開催される見本市、商談会等への出展事業を対象とします。

イ 対象となる商品

- ・令和6年度（2024年度）以降に、熊本県内産の農林水産物を原料として農商工連携等により県内で製造された商品であること。
- ・食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していない商品であること。

ウ 補助の対象経費、補助率等

補助対象経費		補助率
事業区分	内容	
新商品開発等支援事業（うち農商工連携販路開拓支援事業費）	①小間料 ②小間装飾費 ③輸送費 ④印刷費 ⑤旅費	補助対象経費の1／2以内。ただし、50万円を上限とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【対象経費の説明】

- ①小間料：商談会等への出展に係る小間料
※小間の申込のみ交付決定前に行っているものも対象とするが、交付決定日前に支払いまで完了している場合は助成対象外とする。
- ②小間装飾費：小間の装飾及び備品借り上げに要する経費
- ③輸送費：出展品等の輸送に要する経費及び輸送に係る保険加入に要する経費
- ④印刷費：商談会等において配付するパンフレット等の作成に要する経費
- ⑤旅費：見本市等への出展に係る宿泊交通費
（ただし、ガソリン代、タクシー代、駐車場代は除く）

(3) 採択件数（予定） 6 件程度

新商品開発・テストマーケティング 3 件程度

農商工連携販路開拓支援事業 3 件程度

(4) 募集期間

受付開始：令和 7 年（2025 年）5 月 12 日（月）

受付終了：令和 7 年（2025 年）6 月 20 日（金）※必着

(5) 注意事項

①他の類似した補助事業との重複申請は認められません。

②申請は、(1)(2)を併願することは可能ですが、1 事業者あたり補助金交付上限は 50 万円とさせていただきます。

5 応募方法

(1) 手続き

以下の書類を、郵送またはメールにて 1 部提出してください。

応募する旨を電話にてご連絡ください。

※様式については、販路拡大ビジネス課のホームページに掲載しています。

【提出書類】

ア 新商品開発・テストマーケティング事業

①事業実施要領 様式第 1 号（補助事業計画書）

②経費明細表

③添付資料

・積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）

※見積書等の金額の根拠資料がないものは、補助対象経費として認められません。

・テストマーケティングを実施する小売店等の概要がわかるもの

・過去 2 カ年の決算書

・必要に応じて事業内容の補足説明資料等

イ 農商工連携販路拡大事業

①事業実施要領 様式第 2 号（補助事業計画書）

②経費明細表

③添付資料

・積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）

※見積書等の金額の根拠資料がないものは、補助対象経費として認められません。

・見本市、展示会等の概要がわかるもの（パンフレット等）

・過去 2 カ年の決算書

・必要に応じて事業内容の補足説明資料等

(2) 提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県 商工労働部 食のみやこ推進局 販路拡大ビジネス課 国内販路拡大班

電話：096-333-2349 FAX：096-385-8555

担当：西村（E-mail：hanrokakudai@pref.kumamoto.lg.jp）

6 審査基準等

(1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

なお、過去5年間において、本補助金に採択されたことのない事業者を優先的に採択することとします。

①新商品開発・テストマーケティング支援事業

- ・関係機関による支援の状況
- ・商品の将来性や今後の事業展開が期待できるか
- ・テストマーケティングの実施場所・確認内容
- ・その他

②農商工連携販路開拓支援事業

- ・商談会等の規模等
- ・出展により効果が期待できるか
- ・販路開拓につながる工夫があるか
- ・今後の事業展開が期待できるものであるか
- ・その他

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 補助事業採択のスケジュール

- ①事業計画の審査
- ②審査結果の通知
- ③補助金の交付申請
- ④交付決定

(3) 通知

審査結果につきましては、販路拡大ビジネス課から通知いたします。

7 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 事業が完了した後、実績報告書の提出が必要となります。提出期限は補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和8年（2026年）3月13日のいずれか早い期日までとなります。

8 提出先・問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 商工労働部 食のみやこ推進局 販路拡大ビジネス課 国内販路拡大班

電話：096-333-2349 FAX：096-385-8555

担当：西村（E-mail：hanrokaudai@pref.kumamoto.lg.jp）